

自治基本条例

「情報共有」と「市民参加」を 「市民の権利」として規定した条例に

自治基本条例は自治体によって名称が異なり、「まちづくり条例」「行政基本条例」「市民基本条例」など様々です。日本共産党の質問に答えて、全国1788自治体のなかで370自治体すでに制定（2018年）です。

住民自治を機能させるために

「自治基本条例」はまちづくりや地域課題などへの対応について、誰がどんな役割を担い、どのような方

370自治体で制定済み



ニセコ町の企画環境課長から説明を受ける党市議団
2018年5月24日

がで決めていくのかなど、自治体運営の基本的な原則を定めたものであり、自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」と呼ばれるものです。

自治基本条例は自治体によって名称が異なり、「まちづくり条例」「行政基本条例」「市民基本条例」など様々です。日本共産党の質問に答えて、全国1788自治体のなかで370自治体すでに制定（2018年）です。

ニセコ町の企画環境課長は「役場

が持つ情報と同じ質・量の情報が町民に正しく伝わるならば、そこには

様々な知恵が加わり、「自治」が機能し始める。要は情報共有が目的ではなく、共有した情報を使って町民み

条例は前文で、「町民一人ひとりが自ら考え行動する『住民自治』の実現を通じて住むことが誇りに思えるまち」をめざすとうたっています。

また、住民が自ら考え行動する住民自治を機能させるためには、考える材料になる情報が不可欠であり、そのため、同町の条例では「情報共有」と「住民参加」が町民の権利として位置づけられています。町民は条例の中で町、議会に情報共有、住民参加を約束させていくという点で、この条例が「町の憲法」と呼ばれる所以です。

日本共産党は6月議会の一般質問で、内田市長が選挙公約に掲げている「自治基本条例」について取り上げ、どのような条例制定をめざすのか、市長の姿勢を質しました。

年4月1日現在) されていることを明らかにし、今年度は制定済みの自治体の状況を調査する予定であることが示されました。

北海道二七町を視察

週刊日本共産党市議会報告

2018年7月16日

第1464号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
047-350-1243



市議会議員
元木美奈子
入船4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里
北栄2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp



行政と住民で情報を共有 住民自治を制度化したまちづくりを

「こんなに推進されている情報共有と市民参加
具体的には、■公文書管理システムの導入、■予算説明書の全戸配布、■時事の課題を町民に説明し、議論する場である「まちづくり町民講座」■予算編成方針説明会、■新年度予算について要望を聞く「まちづくり懇談会」、■役場の会議の原則公開など、様々な場面で情報公開と住民参加の仕組みが町民には保障されています。

日本共産党はニセコ町のように条例の中に「情報共有」と「市民参加」を市民の権利として位置付ける必要があると強調し、市の認識を質しました。

企画部長は「情報公開と住民参加はまちづくりを進めるうえで重要な要素であることから、本市では（すでに）情報公開条例や市民参加条例を制定してまいりました」と答えたものの、「既存条例との関連性を整理しながら慎重に検討していく必要があります。」などという答弁に止まりました。

「慎重に検討していく」
企画部長

日本共産党はニセコ町のように条例の中に「情報共有」と「市民参加」を市民の権利として位置付ける必要があると強調し、市の認識を質しました。

企画部長は「情報公開と住民参加はまちづくりを進めるうえで重要な要素であることから、本市では（すでに）情報公開条例や市民参加条例を制定してまいりました」と答えたものの、「既存条例との関連性を整

全世界に配布されます
携帯しやすいポケット版
ニセコ町「まちづくり基本条例」

■時事の課題を町民に説明し、議論する場である「まちづくり町民講座」■予算編成方針説明会、■新年度予算について要望を聞く「まちづくり懇談会」、■役場の会議の原則公開など、様々な場面で情報公開と住民参加の仕組みが町民には保障されています。

■時事の課題を町民に説明し、議論する場である「まちづくり町民講座」■予算編成方針説明会、■新年度予算について要望を聞く「まちづくり懇談会」、■役場の会議の原則公開など、様々な場面で情報公開と住民参加の仕組みが町民には保障されています。

んなで誇りの持てる町をつくることが、私たちの実践している自治の目的であり形です。」と話しました。

「知る権利」なしの

浦安情報公開条例

ところが、本市の場合、情報公開条例には、市民の「知る権利」が明記されていません。情報公開条例は住民の知る権利を制度的に保障するもので、その立場から行政側に行政情報の公開を義務付けるものです。ところが、そうした規定がないために公開の範囲が狭くなり、行政側の便宜が優先されてしまいます。市民が情報公開請求によって入手した行政資料が、いわゆる「のり弁」状態であることも少なくありません。

ボランティア活動へ誘導 浦安市民参加条例

また、本市の市民参加条例では、市民参加は「市民の福祉の増進が図られるとともに、市政運営の効率性が確保されることを基本として進めなければならない」とし、福祉サービスなどへのボランティア活動へ市民を誘導し、市民参加するよう努めることが市民の責務としています。

市民参加が権利ではなく義務とされている点で、ニセコ町とは真逆のものとなっています。

条例制定も 市民参加で

日本共産党は自治基本条例は市民合意でつくられたのか、否かが最も問われる条例ではないかと指摘し、「どうやって市民の多くを巻き込み、市民全体の総意として条例を制定するのかが問われている」と市の認識を質しました。

企画部長は「すでに条例を制定している自治体の状況を参考にしながら、（条例制定手続きにおける）市民参加について検討しながら進めた」と答えました。